

第1号議案

2019年度滋賀県教科用図書選定審議会委員の選任に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した2019年度滋賀県教科用図書選定審議会委員の選任については、これを承認する。

平成31年4月18日

滋賀県教育委員会

(記)

2019年度滋賀県教科用図書選定審議会委員の選任について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

平成31年4月1日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

1 委員に選任する者

平成31年4月1日付け

区 分	氏 名(職 名)	備 考
校長 および 教員	私立学校長 寺田 佳司 ③(立命館守山中学校・高等学校 校長)	私立中学高等学校連合会からの推薦
	小学校校長 上田 仁紀 ①(愛知川小学校 校長)	小学校校長会からの推薦
	中学校校長 鎰 廣 修 ②(葉山中学校 校長)	中学校校長会からの推薦
	特別支援学校校長 尾代 恵子 ①(豊話学校 校長)	特別支援学校校長から選任
	小学校教諭 中山 温子 ①(八日市南小学校 主幹教諭)	小学校教諭から選任
	小学校教諭 高橋 俊昭 ①(祇王小学校 教諭)	小学校教諭から選任
教育 行政 機関 の 職員	市町教育委員会教育委員 井関 真弓 ①(長浜市 教育委員)	都市教育委員会連絡協議会からの推薦
	市教育委員会教育長 山本 太一 ①(米原市 教育長)	都市教育長会からの推薦
	町村教育委員会教育長 今宿 綾子 ③(日野町 教育長)	町村教育長会からの推薦
	市町教育委員会専門職員 作田 まさ代 ②(草津市教育委員会学校学校教育課 参事)	市町教育委員会教育指導担当者会等から選任
	県教育委員会専門職員 小倉 啓嗣 ②(総合教育センター 所長)	県総合教育センター所長
学 識 経 験 者 等	学識経験者 久保 加織 ④(滋賀大学教育学部 教授)	学識経験者から選任
	学識経験者 少徳 仁 ③(元大垣女子短期大学幼児教育学科 教授)	学識経験者から選任
	学識経験者 白井 重樹 ②(元滋賀大学教育学部 教授)	学識経験者から選任
	保護者 橋 有日子 ①(県PTA連絡協議会 平成30年度理事)	県PTA連絡協議会の推薦

2 選任理由

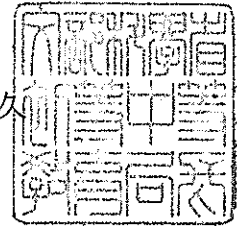
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年2月3日政令第14号)第9条の規定で定められた者(校長および教員、教育行政機関の職員ならびに学識経験者等)であるため



30文科初第1853号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀 久



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、平成30年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成31（2019）年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

（2）教科書見本の取扱いについて

○ 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（平成 31（2019）年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

○ 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

○ このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、平成 31（2019）年度からは行われないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、2019 年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

（3）過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げる

ものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住

民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
- ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
- ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（6）文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定された

りするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第 15 条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付

ける。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 平成 31 (2019) 年度の教科書採択における留意事項について

平成 31 (2019) 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

②中学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 30 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することがで

きること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録 (2020 年度 (新元号 2 年度) 使用) に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成 31 (2019) 年度においては、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins
ei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins
ei.htm)

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

平成30年度教科書採択関係状況調査(公立中学校)調査結果

(平成31年3月)

調査結果：平成30年10月1日から平成30年10月31日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：平成30年度に市町村教育委員会(特別区、共同設置、広域連合、中学校を設置する一部事務組合の教育委員会を含む。)が行った、平成31年度から公立中学校(義務教育諸学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)で使用する教科書の採択について
 ※全国1742市町村(中学校を設置していない市町村を除く。)から回答
 ※表中の「全都道府県教育委員会に占める割合」及び「全市町村教育委員会に占める割合」については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

1	採択地区の構成について(平成30年8月31日時点)	1
1-1	採択地区数	(1)
1-2	採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について	(1)
2	共同採択地区における採択手続等について	2
2-1	採択地区協議会における委員の守秘義務	(2)
3	採択事務のスケジュール等について	3
3-1	採択の決定時期等について	(3)
3-2	採択権限の行使方法について	(4)
3-3	都道府県立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	(5)
3-4	市町村立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	(6)
4	採択にあたっての調査研究について	7
4-1	採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて	(7)
5	採択に係る資料の公表等について	8
5-1	都道府県教育委員会における公表について	(8)
5-2	市町村教育委員会における公表について	(8)
6	教科書見本の取扱いについて	9
6-1	教育長及び教育委員への教科書見本の提供について	(9)
7	図書館等への教科書の整備について	10
7-1	都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(10)
7-2	市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(10)

1 採択地区の構成について(平成30年8月31日)

1-1 採択地区数

1-1-1 構成市町村数別の採択地区数(指定都市の採択地区を除く)

	1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村以上	合計
採択地区数	248	82	64	53	33	26	13	11	10	24	564
採択地区数に占める割合	44.0%	14.5%	11.3%	9.4%	5.9%	4.6%	2.3%	2.0%	1.8%	4.3%	100.0%

○1地区平均: 2.7市町村
 [参考]平成27年度の採択地区数:559地区

1-1-2 指定都市(全20市)の採択地区数:20地区

1-2 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	H30		H27	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 定期的(採択期間の開始時期等)に意向を確認している	17	36.2%	22	46.8%
② 定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	30	63.8%	25	53.2%
③ その他	0	0.0%	0	0.0%

2 共同採択における採択手続等について

2-1 採択地区協議会における委員の守秘義務

	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している	252	79.7%
② 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない	0	0.0%
③ 公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない	64	20.3%

3 採択事務のスケジュール等について

3-1 採択の決定時期等について

3-1-1 都道府県立中学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	5	12.8%
② 8月1日～8月15日	7	17.9%
③ 8月16日以降	27	69.2%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-1-2 市町村立中学校で使用する教科書の採択決定時期

	H30		H27	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	992	56.9%	990	56.9%
② 8月1日～8月15日	360	20.7%	396	22.7%
③ 8月16日以降	390	22.4%	355	20.4%

3-1-3 市町村教育委員会による需要数報告の期限

	H30		H27	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	1	2.3%	2	4.4%
② 8月1日～8月15日	12	27.3%	13	28.9%
③ 8月16日～8月31日	19	43.2%	19	42.2%
④ 9月1日以降	12	27.3%	11	24.4%

※市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている都道府県教育委員会のみ集計対象

3-2 採択権限の行使方法について

3-2-1 都道府県教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	29	74.4%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	5	12.8%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	5	12.8%
⑤ その他	0	0.0%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-3 都道府県立の併設型中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択について

3-3-1 都道府県教育委員会による各学校の希望聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	8	21.1%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	0	0.0%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	29	76.3%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	1	2.6%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-3-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 行う	30	100.0%
② 行わない	0	0.0%

※3-3-1で②～④に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-3-3 審査に際しての教科用図書選定審議会への付議について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 教科用図書選定審議会に付議している	6	20.0%
② 教科用図書選定審議会に付議していない	24	80.0%

※3-3-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-3-4 審査を行う場合の観点(複数回答可)

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 選定理由	29	96.7%
② 科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	16	53.3%
③ 都道府県の教育目標への適合性	11	36.7%
④ その他	7	23.3%

※3-3-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-4 市町村立の併設型中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択について

3-4-1 市町村教育委員会による各学校の希望聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	22	71.0%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	0	0.0%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	9	29.0%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	0	0.0%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している市町村の教育委員会のみ集計対象

3-4-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 行う	9	100.0%
② 行わない	0	0.0%

※3-4-1で②～④に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

3-4-3 審査を行う場合の観点(複数回答可)

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 選定理由	8	88.9%
② 科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	3	33.3%
③ 都道府県・市町村の教育目標への適合性	4	44.4%
④ 当該市町村の属する採択地区における調査研究結果	2	22.2%
⑤ その他	0	0.0%

※3-4-2で①に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

4 採択にあたっての調査研究について

4-1 採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて

	H30		H27	
	採択地区数	全採択地区に占める割合	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	396	67.8%	402	69.1%
② 総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	51	8.7%	57	9.8%
③ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	103	17.6%	90	15.5%
④ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	34	5.8%	33	5.7%
⑤ 資料を作成していない(調査員組織がない場合を含む)	0	0.0%	0	0.0%

5 採択に係る資料の公表等について

5-1 都道府県教育委員会における公表について

	H30								H27		
	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由			公表	非公表	
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求があれば開示	その他		請求に応じて開示	
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	40 85.1%	7 14.9%	27	20	1	0	7	0	41 87.2%	6 12.8%	3 6.4%
② 都道府県教育委員会が作成する選定資料	39 83.0%	8 17.0%	24	20	1	0	8	0	41 87.2%	6 12.8%	4 8.5%
③ 都道府県立中学校で使用される教科書の採択結果	36 92.3%	3 7.7%	32	10	1	0	3	0	35 92.1%	3 7.9%	2 5.3%
④ 都道府県立中学校で使用される教科書の採択理由	24 61.5%	15 38.5%	19	9	2	3	11	1	23 80.5%	15 39.5%	10 26.3%

※③④は、中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

※平成30年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

5-2 市町村教育委員会における公表について

	H30										H27		
	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由					公表	非公表	
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求があれば開示	採択地区協議会の事務局を事務める教育委員会が公表	都道府県教育委員会が公表	その他		請求に応じて開示	
① 採択結果	1,033 59.3%	709 40.7%	853	198	152	-	441	149	103	16	1,111 63.8%	630 38.2%	408 23.4%
② 採択理由	760 43.6%	982 56.4%	559	173	92	-	754	178	16	34	782 44.9%	959 55.1%	598 34.3%
③ 採択地区協議会の議事録	407 27.6%	1,067 72.4%	279	91	58	126	623	218	12	88	428 28.9%	1,051 71.1%	501 33.9%
④ 調査研究資料	547 31.6%	1,183 68.4%	303	185	87	141	763	204	4	71	522 30.0%	1,219 70.0%	623 35.8%

※③④は、当該組織等を設置している市町村教育委員会のみ集計対象

※平成30年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

6 教科書見本について

6-1 教育長及び教育委員(教育委員等)への教科書見本の提供について

6-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H30		H27	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	8	17.0%	14	29.8%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	18	38.3%	17	36.2%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	16	34.0%	7	14.9%
④ 特に提供していない	2	4.3%	7	14.9%
⑤ その他	3	6.4%	2	4.3%

6-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H30		H27	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	389	22.3%	321	18.4%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	648	37.2%	742	42.6%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	485	27.8%	393	22.6%
④ 特に提供していない	160	9.2%	198	11.4%
⑤ その他	60	3.4%	87	5.0%

7 図書館等への教科書の整備について

7-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	H30		H27	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 教科書センターで閲覧等に供するようになっている	46	97.9%	47	100.0%
② 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	4	8.5%	4	8.5%
③ 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	17	36.2%	15	31.9%
④ 特に整備していない	0	0.0%	0	0.0%

※①については、教科書見本を含む

7-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	H30		H27	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	93	5.3%	152	8.7%
② 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	571	32.8%	573	32.9%
③ 特に整備していない	1,124	64.5%	1,065	61.2%

平成30年度教科書採択関係状況調査(国立・私立中学校等) 調査結果

(平成31年3月)

調査期間：平成30年10月1日から10月31日まで

回答者：国立・私立の中学校・義務教育学校・中等教育学校(道徳に代えて宗教を行っている私立中学校を除く)、
公立大学法人が設置する中学校

調査項目：平成30年度に行われた、平成31年度から国立中学校・公立大学法人が設置する中学校・私立中学校
(義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程を含む)で使用する教科書(道徳)の採択について

1 教科書の採択方法について

	国立		公立大学法人が設置する学校		私立	
	学校数	全体に占める割合	学校数	全体に占める割合	学校数	全体に占める割合
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	50	64.9%	0	0.0%	126	22.3%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	6	7.8%	1	100.0%	8	1.4%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	20	26.0%	0	0.0%	404	71.4%
④ 特定の教員(校長等)が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	0	0.0%	0	0.0%	22	3.9%
⑤ その他	1	1.3%	0	0.0%	6	1.1%

2 採択に係る資料の公表等について

			公表	非公表	非公表の理由として最も当てはまるもの		
					静ひつな採択環境の確保	求めに応じて開示	その他
① 採択結果	国立	学校数	66	11	6	3	2
		全体に占める割合	85.7%	14.3%			
	公立大学法人が設置する学校	学校数	1	0	0	0	0
		全体に占める割合	100.0%	0.0%			
	私立	学校数	212	354	99	212	43
		全体に占める割合	37.5%	62.5%			
② 採択理由	国立	学校数	64	13	7	4	2
		全体に占める割合	83.1%	16.9%			
	公立大学法人が設置する学校	学校数	1	0	0	0	0
		全体に占める割合	100.0%	0.0%			
	私立	学校数	89	477	164	250	63
		全体に占める割合	15.7%	84.3%			
③ 調査研究資料	国立	学校数	9	45	26	13	6
		全体に占める割合	16.7%	83.3%			
	公立大学法人が設置する学校	学校数	1	0	0	0	0
		全体に占める割合	100.0%	0.0%			
	私立	学校数	20	236	92	110	34
		全体に占める割合	7.8%	92.2%			

※③は調査研究資料を作成している学校のみ集計対象